

収入
印紙

修繕料に関する協議書

発注者鹿沼市と受注者 とは、 年 月 日付けで契約した「鹿沼市緊急時管理施設修繕契約書」第 3 条第 1 項の規定により修繕料の額及びその支払方法について、次のとおり協議する。

(修繕の内容)

第 1 条 この協議書における修繕の内容は、次に掲げるものとする。

契約件名	
履行場所	
修繕内容	
工期着手	年 月 日
工期完成	年 月 日

(修繕料の額等)

第 2 条 発注者は、受注者に対し、修繕料として、下記の金額を支払うものとする。

修繕料	円(うち、消費税及び地方消費税	円)
-----	-----------------	----

(修繕料の支払方法)

第 3 条 前条の修繕料は、発注者が受注者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

上記のとおり協議が成立したので、この協議書を 2 通作成し、発注者と受注者両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 鹿沼市今宮町 1 6 8 8 番地 1
鹿沼市
市長

受注者